

○本巢市入札予定価格等の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、本巢市の発注する建設工事に関し、入札予定価格等の事前公表（以下「事前公表」という。）を行うことにより、入札・契約制度の透明化を図るとともに、市民の公共工事に対する信頼を高め、不正行為の防止に資することを目的とする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象となる建設工事は、一般競争入札（条件付き一般競争入札を含む。以下同じ。）又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付す建設工事で予定価格が130万円を超えるものとする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む額とする。

(事前公表の時期)

第4条 事前公表の時期は、入札期日を公示した日又は通知した日からとする。

(事前公表の場所及び方法)

第5条 事前公表は、総務部総務課において行い、予定価格公表調書（別記様式）を閲覧に供するほか、つぎの方法によるものとする。

- (1) 一般競争入札 入札の告示への記載
- (2) 指名競争入札 指名通知書への記載

(入札の条件)

第6条 事前公表を行った競争入札の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 予定価格を超えないこと。
- (2) 入札の回数は、1回とする。
- (3) 入札金額の根拠となった積算内訳書を提出すること。

(細則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

予定価格公表調書

入札執行日	年 月 日	入札場所	
仕様書番号			
工事の名称			
工事の場所			
予定価格	円		

別記様式（第5条関係）